

令和3年8月泉南市農業委員会定例会

令和3年8月6日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫	田中 一寿子	

(推進委員)

西浦 賢二	戎野 繁	山本 芳男
吉積 弘行	角辻 健二	

・欠席委員

(推進委員) 根岸 善洋

事務局 それでは定刻から少し過ぎましたが、ただ今より令和3年8月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、全員出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については根岸委員と連絡が取れておりませんが、現在の出席は5名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 皆さん、ご苦勞様でございます。暑い最中、またお忙しい中、泉南市農業委員会8月定例会にご出席いただきありがとうございます。

連日オリンピックの放送があり、寝不足の方もおられるかと思いますが、寝不足というのが一番体に悪く、病気を招くと言われております。新型コロナウイルス感染症も全国で1万5千人を超えており、大阪では3日間連続で1千人を超えております。どうか皆さん、健康に注意してこの暑い夏を乗り切っていただきたいと思っております。

また、台風につきましても、異常気象が甚だしく、9・10・11号

会 長 と3つも発生し、日本に迫ってきている状況です。どうか災害には十分注意していただきたいと思います。

それでは、本日は議案が6件、報告案件が2件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

事 務 局 事務局より訂正とお詫び（7月定例会議案第19号農地法第5条の規定による許可申請の承認案件について）

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、1番 山下委員、2番 田中秀和委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和3年議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第21号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事 務 局 令和3年議案第21号1件について朗読する。議案第21号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 譲受人は以前からこの農地を耕作しておりまして、今回、買取りされるそうです。No. 1につきましては、すでにネギを栽培されています。No. 3～No. 5につきましては平鋤きされて綺麗になっています。いつでも作付けできる状態です。

事務局 ありがとうございます。議案第21号につきまして事務局の方から補足説明させていただきます。譲渡人は、平成30年3月に農地を相続された方で、この年の8月に譲受人と5年間の利用権設定を行いました。しかし、この度、利用権を解除し、所有権移転する事となりました。譲受人は、継続して青ネギと果樹の栽培を行います。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第21号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第21号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして令和3年議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事務局 令和3年議案第22号1件について朗読する。議案第22号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告させていただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 この土地では以前は米を作っておりましたが、誰も作り手がいない為、ヤミで人をお願いして作ってもらっていたようです。今回、相続人である次男が地元に戻って来て、先祖の土地を自分で管理したいとの意向があり、80坪ほどの土地を分筆し、そこに家を建てるという事です。現況は、草が生えていたところの草刈りをした後、少しまた草が生えてきているというような状態です。許可が下り次第、造成にかかる予定です。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第22号について補足説明させていただきます。申請人は、相続に伴い農地の管理と営農に重点を置く為に申請地に新居を設けるものです。

建築物については、建築面積109.25㎡、延床面積114.75㎡の一階平屋建ての屋根裏ロフト付住居を建築する予定です。地元水利組合には協議済みで同意もいただいております、併せて大阪府建築指導室より都市計画法第29条第1項の許可を受ける必要が無い旨の証明も得られております。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 この前の道には下水が通ってないのでしょうか。計画には入っているんでしょう？

〇〇委員 下水はまだです。徐々にやっていて、下の方では一部進んでいますが、あと1、2年後くらいかなとは思っています。

会長 わかりました。他に質問ございませんか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第22号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第22号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおりする許可することといたします。

会長 続きまして令和3年議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和3年議案第23号2件について朗読する。議案第23号についま

事務局 して、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては〇〇委員よろしくお願いします。

〇〇委員 No. 1につきましては梅の木を植えており、長い間管理のみをしておりました。譲渡人は病気のため農業が出来ないという状況ですので、〇〇土地改良区とも話をして、転用については許可をいただいております。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきまして〇〇委員よろしくお願いします。

〇〇委員 8月4日に現地確認してきました。現場の手前が〇〇建設の資材置場として営業されておりましたので、そこから入らせてもらって現場確認をいたしました。草がぼうぼうで2m以上の背丈のある草が生えておりましたが、整地をされて駐車場と資材置場にされるのかなと思います。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第23号について補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、譲受人は不動産業を営む法人で、現在使用している資材置場が手狭となっており、申請地を露天資材置場として整備するものです。資材置場には、単管足場材・砂・真砂土を置く予定です。地元土地改良区には協議済みで同意もいただいております、併せて大阪府建築指導室より開発行為に該当しない旨の証明も得られております。

No. 2につきましては、譲受人は建設業を営む法人で、現在使用している駐車場と資材置場が手狭となっており、申請地を露天駐車場兼資材置場として整備するものです。駐車場には、乗用車6台、ダンプトラック6台、バックホウ2台を置き、資材置場には、一時仮置きとして残土100m³、鉄くず50tを置く予定です。地元水利組合には協議済みで同意も頂いております、併せて大阪府建築指導室より開発行為に該当しない旨の証明も得られております。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 No. 1については、以前に申請のあった所に隣接しているんですか。

〇〇委員 そうです。隣接している所です。
 No. 2についてですが、当該地はおそらく盛り土をして整備をするかと思いますが、〇〇川までの落差が相当あると思います。先日の熱海で土石流が発生した災害もありますので気になります。地元の意見はどうですか。

〇〇委員 現場に行ってみて、〇〇建設の今ある現場より5mくらい低いです。かなり盛土をしないといけないと思います。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第23号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第23号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして、令和3年議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和3年議案第24号1件について朗読する。議案第24号につきましては、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 現地確認の結果を報告させていただきます。ネギを作付けしておりますのでなんら問題はございません。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第24号について補足説明させていただきます。この農地では貸し手と借り手の間で元々小作契約が結ばれておりましたが、小作契約を解除し、引き続き利用集積による貸借を行うものです。借り手の主な経営作目はネギで、耕作実績等も

事務局 問題ありません。

会長 今まではヤミで耕作していたんですね。

〇〇委員 いえ、ヤミではなく小作です。小作として耕作しておりました。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第24号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第24号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定することといたします。

会長 続きまして、令和3年議案第25号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の変更の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和3年議案第25号1件について朗読する。議案第25号につきましては、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員 過日、現場を視察してまいりました。今までネギを耕作しておりました。現在は水を張って、次の作付けの準備をしておりますので、なんら問題ないかと思えます。以上です。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第25号について補足説

事務局 明させていただきます。この都市農地は令和元年8月27日付で事業計画を認定した農地です。8月26日をもって事業計画の認定満了日となるため令和6年8月26日まで認定期間を延長するものです。借り手の経営作目はネギで、営農も適切に行っており実績も問題ありません。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第25号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第25号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり認定することといたします。

会長 続きまして、令和3年議案第26号「農地法第5条の規定による買受適格証明願の許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和3年議案第26号1件について朗読する。議案第26号につきましては、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員 ここは道が無く草だらけになっていた所なので、買い受けられる方がいて良かったと思います。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第26号について補足説明させていただきます。農地所有者である泉南市〇〇△△番地在住

事務局 の〇〇氏が平成30年2月5日付けで大阪国税局により差押えされた農地です。令和2年3月5日付けで公売の通知が来ておりましたが、コロナ感染予防のため、大阪国税局による入札が中止となっておりましたが、今回、8月27日から9月3日まで入札受付を行い、9月7日午前11時 大阪合同庁舎にて入札を行う予定となりました。

3筆の内〇〇番2の農地につきましては、平成7年1月30日付けでポンプ施設用地として農地法第5条の許可がおりていますが、取消申請もせず現在に至っております。

買受願出人につきましては、不動産業を営む法人であり、該当地に隣接する太陽光発電設備の所有者でもあります。使用目的は、建設資材置場として考えているとの事です。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 この土地では太陽光発電はしないという事です。

事務局 はい。太陽光発電は売電価格が下落していますので、太陽光発電設備にはしないと聞いています。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第26号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第26号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり許可することといたします。

会長 次に、報告事項に入ります。令和3年報告第14号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。

会 長 事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和3年報告第14号1件について朗読する。報告第14号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。譲受人は、不動産業を営む法人です。この地区に一団の住宅開発を考えており、申請地を一時露天資材置場に整備するものです。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 地区推進員さん、この一帯での開発の話はついているのですか。

〇〇委員 申請地の左隣の3筆については交渉中です。

会 長 交渉中の所を含めての開発ということになるわけですか。

〇〇委員 そのように考えているようです。20数軒が建つ予定です。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第14号を終了します。

会 長 続きまして、令和3年報告第15号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和3年報告第15号2件について朗読する。報告第15号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

No. 1につきましては、7月9日に〇〇委員と現地確認を行っております。申請人は花卉農家であり、すべての農地で花卉の栽培を行っておりました。

No. 2につきましては7月27日に〇〇委員と現地確認を行っております。季節野菜と一部果樹を植えておりました。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質

会 長 問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第15号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして8月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、9月9日（木）場所は、水道庁舎 3階 会議室です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時45分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和3年8月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____